

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和⁴年9月22日

高崎市長 富岡 賢治 殿

提出者

住所：群馬県高崎市中尾町 886

氏名：医療法人社団日高会 理事長 安藤 哲郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号：027-362-6201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団日高会 平成日高クリニック
事業場の所在地	群馬県高崎市中尾町 807-1
計画期間	令和 ⁴ 年4月1日～令和 ⁵ 年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	無床診療所
③従業員数	122人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り（別紙1）



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

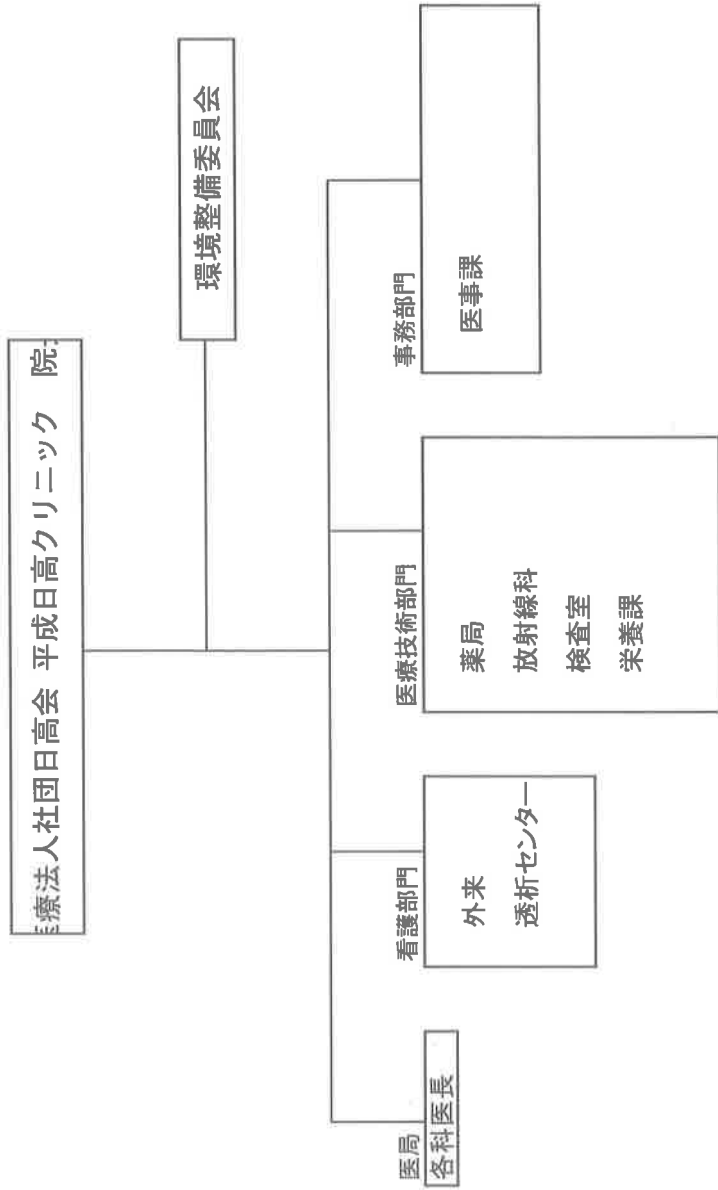
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	214.9 t	t
	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	214.9 t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	a) 一般廃棄物と感染性廃棄物の分別を徹底するよう、各部署へ要請した。 b) 処分業者が一社であることから、感染性廃棄物の種類を2種類にして簡素化し、排出量の減量に努めている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	148.05 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	148.05 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後廃棄物の排出抑制目標を達成するには、今まで以上の分別収集の強化が必要であると考え、職員に対しての指導を徹底していく予定である。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	214.9	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p><u>電子マニユフェスト使用</u></p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理組織



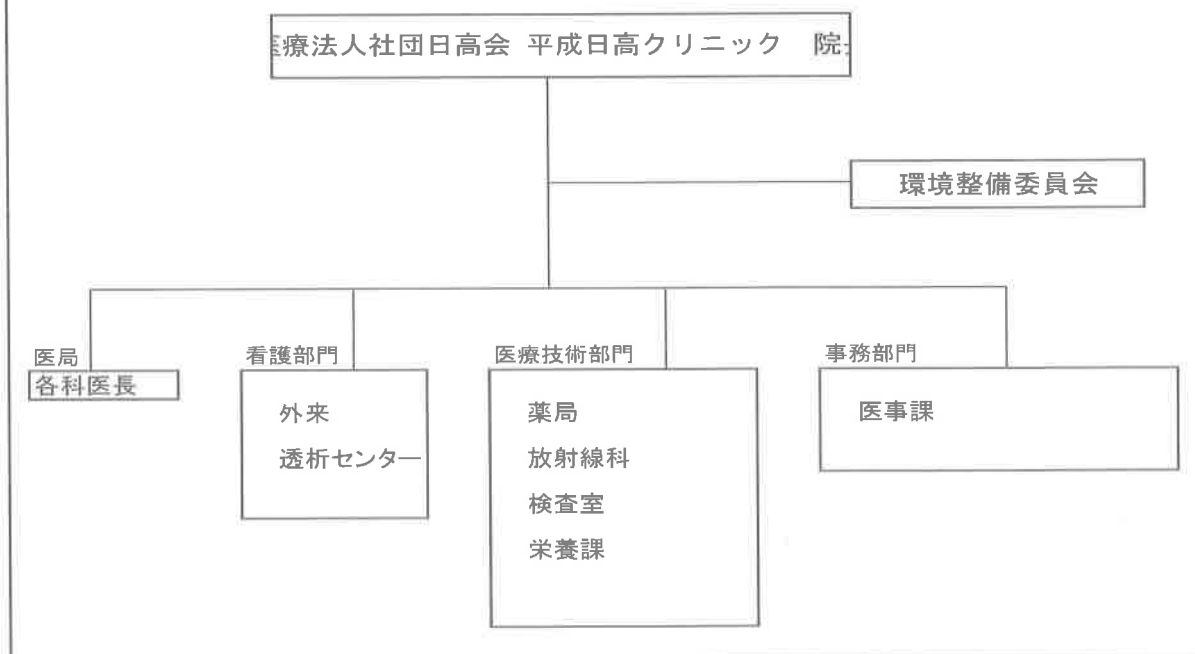
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

〈別紙2-1〉

(1) 責任者および管理組織図

統括責任者	所属	: 平成日高クリニック	職・氏名	: [REDACTED]
廃棄物担当	組織名	: 医事課	職・氏名	: [REDACTED]
	組織人数	: 2人		
役割	環境整備委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長-院長 ・ 委員-関連部署代表責任者 ・ 事務局-施設課 		
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理過程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 		
	廃棄物管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項 		

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

①管理体制(組織)

クリニック内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織(環境整備委員会)を編成する。これには、統括責任者及び委員長の常時参加および研究部門の参画を図る。

②管理方法

廃棄物管理規定及び廃棄物化回避のための感染性廃棄物処理規定の作成について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、職員等に定期的に教育・研修等を行う。

○管理職環境管理研修

各部署の所属長を対象として、医療機関において発生する産業廃棄物の管理等、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

○廃棄物処理基礎研修

全ての職員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度。

○廃棄物担当者実務研修

全職員及び委託清掃業者に対する、廃棄物の取扱いの実務研修制度。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

また、クリニック内で発生する感染性医療廃棄物等の処理状況を定期的に会議等で発表する。